

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年(2020年)4月1日作成)

| | |
|--------|---|
| 法令名 | 農地中間管理事業の推進に関する法律 |
| 根拠条項 | 第15条第1項 |
| 処分の概要 | 農地中間管理機構の指定の取消し |
| 法令の定め | 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) (指定の取消し) 第十五条 都道府県知事は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。 一 農地中間管理事業を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。 二 不正な手段により指定を受けたとき。 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。 四 第八条第一項の認可を受けた農地中間管理事業規程によらないで農地中間管理事業を行ったとき。 |
| 処分基準 | 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。 |
| 処分担当課 | 農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号:011-231-4111(内線:27-373)) |
| 問い合わせ先 | 農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号:011-231-4111(内線:27-373)) |
| 備考 | (公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html) |